

人材の養成に関する目的

岡山大学大学院社会文化科学研究科規程 第2条（研究科及び専攻の目的）

（研究科及び専攻の目的）

第2条 研究科は、人文・社会科学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、学術研究の推進と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前条の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 社会文化基礎学専攻は、思想、芸術、社会、法律、政治、経済活動にわたる人類の文化的な営みを理論的、実証的に考察できる人材を養成する。
- 二 比較社会文化学専攻は、様々な言語及び文化の特質について教育を行い、異文化の「共生」を実現するための方法と技術を身につけた人材を養成する。
- 三 公共政策科学専攻は、現代社会が直面する諸問題を「公共」の観点から解明し、その解決策を立案し組織化する能力をもった人材を養成し、また、実社会で活躍する専門的職業人を養成する。
- 四 組織経営専攻は、組織経営に関する諸問題を、経営学、会計学、組織経済学の観点から理論的、実践的に把握し、リーダーシップを発揮し、問題を解決できる人材を養成する。
- 五 社会文化学専攻は、多文化社会における「人間と人間の共生」、「共生社会の構築」を課題として教育・研究を遂行できる人材を養成する。